

仕様書

1 件名

大田区観光ガイドブック制作業務委託

2 履行場所

大田区指定場所（産業振興課ほか）

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4 委託内容

大田区観光ガイドブック（日本語版/英語版）の制作

5 目的・ターゲットユーザー

（1）目的

ア 観光客及び来訪者向けの魅力発信強化、区の認知度向上

イ 観光客及び来訪者の回遊促進による産業・地域の活性化

（2）ターゲットユーザー（日本語版/英語版）

ア 区内外からの観光客

イ ビジネス等を目的とした来訪者

6 全体運営

（1）受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。

（2）業務全体を管理・統括する者（以下「業務責任者」という。）を指定すること。

（3）大田区（以下、「区」という。）との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。

（4）企画・編集から納品までの全体スケジュールを策定し、提示すること。

（5）履行に当たっては進捗状況を綿密に報告すること。

7 委託内容詳細

（1）企画・編集等

区の総合ガイドブック（日本語版/英語版）を制作すること。内容について変更が生じる場合、速やかに区と協議・調整すること。

以下の規格にてパンフレットを制作すること。

【規格】

規格	日本語版/英語版
大きさ※	210mm×148mm（誤差±2mm）
数量	日本語：5,000部 英語：「(3) 英語版パンフレットについて」を参照
総ページ数※	日本語：20ページ程度 英語：16ページ程度
作成種類	パンフレット1種
製版	オフセット印刷 4色刷り以上（表紙、裏表紙、本文とも）
使用材料	※
仕立	中綴じ（2か所）

※受託者からの提案により、区と協議のうえ決定する。

- ア 地域やジャンルの偏りには配慮すること。
- イ 総合的なパンフレットであることを踏まえ、区の特徴がわかる内容にすること。
- ウ パンフレットのタイトルを提案すること。
- エ 観光客等の回遊促進に繋がる構成にすること。
- オ ターゲットに合わせた制作をすること。

(2) 制作

制作に当たっては、以下の点に留意すること。

ア デザイン・レイアウト等

- (ア) 表紙は、利用者の興味を喚起するよう工夫すること。
- (イ) 写真の挿入やアクセスを掲載するなど利用者が回遊しやすいよう工夫すること。
- (ウ) 地図、イラスト等の購入、作成、仕様等に係る経費は全て受託者の負担とする。

イ 台割（構成）・原稿作成等

- (ア) 台割（構成）、ページ毎のコンテンツ及びコンテンツレイアウトの案を言語別に作成すること。
- (イ) 原稿の作成及び校正にあたっては、掲載施設に関する掲載事項（エリア、施設、イベント、項目及びURL等）の情報を受託者が各施設に直接確認すること。掲載内容は最新かつ最適なものとする。
- (ウ) その他、変更の必要等が生じた場合には、速やかに区と協議、調整を行うこと。

ウ 掲載許可及び掲載写真データの取得と掲載内容の確認

- (ア) 掲載予定施設等への掲載可否の確認や取材は受託者が行うこと。
- (イ) 掲載写真、素材については、区から提供可能なものを除き、全て受託者が許可を得て撮影等を行うこと。これに係る経費は全て受託者の負担とする。

(ウ) 掲載内容（原稿、写真、イラスト及び地図等）は、区の他の PR ツール（紙媒体及び電子媒体）に掲載する場合がある。施設とのやりとりにあたっては予め許可を得ておくこと。

(3) 英語版パンフレットについて

ア 外国人観光客の区内回遊に最適な内容（構成）及び媒体（紙、電子等）を提案すること。複数の媒体を活用する提案も可とする。

イ 原稿や掲載内容は日本語で作成し、区の承認を得ること。

ウ 翻訳は全て受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。機械翻訳は不可とする。

エ 紙媒体の制作部数は 2,000 部とする。

オ 電子媒体はデジタルパンフレット等利用者が活用しやすい形式を提案すること。

(4) 校正

ア 名称、電話番号、URL 及び所在地は特に事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

イ 校正は原則 3 回行うものとする。

ウ 色校正は色見本の出力等によって 1 回とする。

エ 校正作業は、区が校了と判断するまで行うものとする。

(5) 印刷

地図等の精度を損なわないよう配慮すること。

(6) 納品

ア パンフレット現物

(ア) 納品期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）

(イ) 納品場所

大田区産業経済部産業振興課

(ウ) 納品形式

100 部ごとに区切り、目印等を設けること。

イ 制作データ

(ア) 納品期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）

(イ) 納品場所

大田区産業経済部産業振興課

(ウ) 納品形式

最終入稿データを次の仕様で CD-ROM または DVD により 2 部納品すること。ただし、g については提案した受託者に限る。

a 印刷用トンボ付き PDF データ

b 高画質 PDF データ

- c 大田区 HP 掲載用軽量化 PDF データ（5 MB 以内で不正コピー等防止のためのセキュリティ措置を講じること。）
- d アウトライン化前の編集可能なデータ (AdobeInDesign, AdobeIllustrator 等)
- e パンフレット制作に使用した全ての写真データ
- f 公益財団法人東京観光財団「東京観光デジタルパンフレットギャラリー」入稿用 PDF データ
- g 電子版等のパンフレットデータ（英語）

8 契約金額に含む費用

取材費、交通費、写真撮影費、編集費、地図及びイラストの作成・購入・使用費等、受託者が本業務の履行に要する一切の経費は契約金額に含む。

9 支払方法

- (1) 受託者は、納品に際し完了届を提出の上、区の検査を受けること。
- (2) 検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て区に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約する。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真及びその他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ大田区に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が負担する。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、区の再委託ガイドラインに則り第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

11 受託者の責務

- (1) 本件委託の内容及び履行に際して知り得た情報等は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報及び機密情報の取扱いについては関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等

を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度区と受託者の協議のうえ決定する。